

エルダー社員制度の再雇用先提示に関する緊急申し入れ 期限を過ぎても 未だ再雇用先を提示せず

エルダー社員制度の運用を巡っては、これまで幾度となく団体交渉を通じて議論を積み重ねてきました。経営側は一貫して「ライフプランいきいきガイドで示している『再雇用までの流れ』」に則った運用を行うべく努力する」としてはいますが、その実態は「再雇用までの流れ」から大きく逸脱した運用が行われています。そのため、エルダー社員制度の利用を希望している社員のみならず、退職後の将来設計を考えている社員からも不安や疑問の声が寄せられています。

制度を運用する経営側には、社員の不安や疑問を解消するとともに、全ての社員に等しく公平で納得性のある制度運用を行う責務があります。早急に「再雇用先を提示すること」を求め、本部は12月1日、申第5号「エルダー社員制度の再雇用先提示に関する緊急申し入れ」を行いました。

来年度に退職を迎え、エルダー社員制度の利用を希望する全社員に対して

早急に再雇用先を提示すること

**再雇用先の提示が遅れた理由を
明らかにすること**

来年度以降、再雇用先の提示を遅らせないための

対策を明らかにすること

経営側が示している「再雇用までの流れ(イメージ)」

